平成２４年（フ）第８６５号
神戸市長田区六番町８丁目３番地の２　カサベラセントラルプラザ長田506号、開始決定時の住所神戸市垂水区青山台２丁目15番23号
破産者　武知　眞吾
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
兵庫県三木市緑が丘町西２丁目14―７、住民票上の住所兵庫県三木市緑が丘町中１丁目15番地の43
破産者　田中瓦商店こと　田中　健次
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５０号
広島市安佐南区西原４丁目21番21―303号　ニューマリッチ沖本
破産者　西　　寿康
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
広島市安佐北区三入東１丁目37番25号
破産者　河野　　勉
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６号
佐賀県唐津市養母田57番地２、住民票上の住所佐賀県唐津市千々賀1295番地１
破産者　中島　文雄
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２２号
長崎県諫早市多良見町木床2006番地２　コーポさくらＡ棟202、前住所長崎県諫早市多良見町市布1520番地　セジュールマインＢ203号
破産者　山崎美由紀（旧姓福田）
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
北海道上川郡上川町花園町188番地　町有住宅60号
破産者　山本　啓子
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
秋田市八橋南１丁目４番11号
破産者　滝田　敏喜
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
秋田市四ツ小屋字中野80番地１　メゾン・ウィングＡ―１　201号
破産者　泉機器サービスこと　泉　　安宣
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２号
山形市西田１丁目６番21号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2129番地４
破産者　齋藤たゑ子
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６４号
横浜市港北区篠原町2746番地38
破産者　小澤　孝子
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８５号
金沢市扇町13番16号、従前の住所金沢市神野町東50番地
破産者　セイテックこと　町家　誠治
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
長野県安曇野市穂高有明7552番地81
破産者　堀口　隆彦
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２７号
長野県安曇野市穂高有明7552番地81
破産者　堀口　良子
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５３号
静岡県浜松市西区湖東町6326番地の３
破産者　鈴木　達男
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
静岡県浜松市西区湖東町6326番地の３
破産者　鈴木知代子
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
和歌山県御坊市湯川町富安2148番地
破産者　カーマイルド上野こと　上野　博久
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第２５号
徳島市西新浜町１丁目５番23号
破産者　吉﨑　啓二
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
香川県高松市鬼無町是竹548番地１
破産者　森　　英子（旧姓里坊）
１　決定年月日　平成25年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係